



雪解の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

寒い日々が続きますので、ご体調にお気をつけてお過ごしください。

重要情報

1. R5.10月から インボイス制度緩和措置FAQ

①零細事業者の納税額2割特例は簡易課税でも適用可、②引去振込料等の返還インボイス免除は値引き処理の場合に限定、③年商1億円以下の1万円未満インボイス免除は1度の支払金額で判定します。

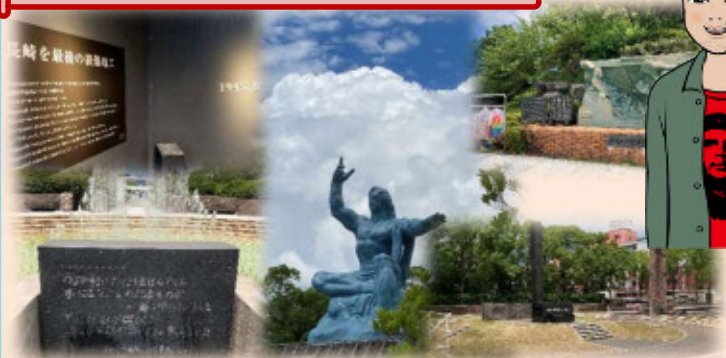
2. 上場株の課税方式選択はR4年が最後

上場株式等の配当所得と譲渡所得の課税方式について、所得税と個人住民税で異なる課税方式(申告不要)を選択できるのはR4年分までとなり、R5年分からは所得税と個人住民税の課税方式が統一されます。

3. 暦年贈与持ち戻し加算対象者に変更なし★

暦年贈与の持ち戻し期間が延長されますが、加算対象者は「相続/遺贈で財産を取得した者」に変わりありません。生命保険受取人はみなし相続財産を取得することになりますので、孫等への受取人指定にご注意ください。

赤羽の旅噺(バナ)番外編 旅行感想記



2022年五島~GoToGOTOU~DAY①長崎市-2

平和公園内には世界各国から寄せられた平和を願うアート作品がいくつも展示されていて、まるで野外ミュージアムのような。多くの国々が、長崎を意識しています。公園は防空壕が掘られていた丘の上につくられました。防空壕は当時の形のまま保存され解説パネルが設置されています。爆心地からほど近いですが、壕内と外で生死が分かれました。原爆は爆心地の上空500メートルで爆発し、白熱球がまるで太陽のように突如現れました。付近には溶けて変形した茶碗や瓶がなお埋まっています。爆心地には半壊した旧浦上天主堂の門の一部が移設されました。浦上天主堂にはキリシタン弾圧が幾度となく繰り返された歴史があり、長崎の受難のシンボルともいえます。原爆記念館は、原爆や戦争を体験したことがない人には必ず訪れてほしい場所。日本人だけでなく地球人にとってマスト!各地から寄せられた折り鶴には、ウクライナカラーも目立ちます。



3月のイベント

★確定申告期限等(原則)

所得税 3/15水 振替日4/24日

贈与税 //

個人消費税3/31金 振替日4/27木

弊事務所への資料提出は2月末まで(原則)にお願いします。

税金マメ知識

医療費控除：国税庁HPよりDLできる集計Excel等で明細を作成し確定申告をします。健保組合の「医療費のお知らせ」記載の医療費は明細省略できますので、記載のない11-12月の医療費、自費診療市販薬代、交通費などについてのみ明細作成します。歯科・不妊治療など自費診療はもちろん、市販の胃腸薬なども医療費に該当します。予防接種・健康診断、健康食品・サプリは医療費に該当しません。交通費は電車・バス・タクシー等は対象ですが、自家用車の燃料駐車料は含まれません。保険金で対象医療費を上回る額を、他の医療費から控除する必要はありませんが、全体の医療費にかかる高額療養給付等は全額差し引きます。還付申告は翌年1/1から5年間いつでも可能で、翌年2/16-3/15の期限はありません。申告をすると、副業20万円ルールやふるさと納税のステップ制度の適用は外れてしまいますので要注意!漏らさずに追加申告しましょう。

晩酌のじかん

アルコールは、脳のアウトプット機能を停止します。晩酌して出来上がってくると、テレビや音楽をボーっと浴びるくらいしか出来なくなります。リラックスモードではあるのですが、読書は、出来ないんですねえ!読書はアウトプットしながらインプットするものなんですね。酒もほどほどに。



☆事務所からの連絡☆

弊所宛名ラベルを配布しています。ご希望の方はお知らせください。

赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区

六角橋6-18-22コンフォート白楽1階

TEL:045-594-6541/FAX:045-594-6540

Mailto:tax.akahane@ksk.red